24時間 いつでも 申請可能!!

電子申請のご利用をお勧めしています。<

来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています!

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、

電子申請を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、80.0% 是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、<u>マイナンバー</u>を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、<u>マイナンバー</u>の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いします。

主要3手続の電子申請利用率の推移



ENTER ENTER

京和3排幣 京和北京

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!

<u>そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません</u>。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◇ 個人情報の持ち運びが不要! 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

<u>ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、</u>

◇ 時間とコストをかけずに申請できます!

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて>e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。 厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号:050-3786-2225

e-Gov お問合せフォーム: https://www.e-gov.go.jp/contact

電子申請アドバイザーを派遣しています!

滋賀労働局では電子申請アドバイザーを個別の企業に派遣し、雇用保険電子申請の導入に当たっての相談、パソコンの設定から実際の申請支援まで電子申請に関する相談、支援を行っています。 派遣のご希望がありましたら、ハローワークまたは、滋賀労働局にご連絡ください! (無料です。)

滋賀労働局雇用保険電子申請事務センター
お 077-526-7557